

研究開発費の会計的考察

—— 税務の考え方との対比を通して ——

M062584 原 弘 樹

1. 研究の背景

「研究開発費等に係る会計基準」は、平成10年に企業会計審議会から公表された。その中で、研究開発費の総額や内容等の情報は、重要な投資情報と位置付けられている。ところが、従来においては、企業会計として明確に統一された定義や内容が定められていなかった。その上、資産計上又は費用処理が任意となっていたために、企業間比較が著しく阻害されているという問題点があったのである。また、国際的な会計基準との調和という観点からも、研究開発費に関する会計処理の整備が必要とされていた。そのため、会計基準では、研究開発費の定義や内容等を明確に定めて、会計処理についても従来の資産計上又は費用処理を任意とすることをやめ、費用処理に統一されることとなったのである。

2. 研究の目的

本論文では「研究開発費等に係る会計基準」について、その会計処理の妥当性について考察しているが、その目的は2つある。第1は、研究開発費の会計基準における会計処理を詳細に考察し、会計基準自体に問題点がないか検討することである。第2は、会計基準の会計処理と法人税法の税務処理を対比させて両者の違いを明確にし、なぜそのような処理の違いが生じるのか、その背景にある企業会計と法人税法の根本的な考え方の違いを明らかにすることにある。

3. 第1章の概要

企業会計審議会が、研究開発費の会計基準を設定するまでの経緯を説明している。

4. 第2章の概要

研究開発費の会計基準について、具体的な会計処理の妥当性について考察している。その中で会計処理の論点として4つを挙げ、それぞれについて会計独自の問題点がないかを検討している。最後に、会計基準が発生時費用処理を採択したことについて、筆者は支持する旨とその理由について言及している。

5. 第3章の概要

会計基準の会計処理と法人税法の税務処理を対比させており、両者の具体的な相違点について考察している。この章の論点は、研究開発費の処理について企業会計と法人税法では4つの相違点があり、概念についても大きな考え方の違いがあるという点である。これ

らについては実際の企業会計の実務においてどのように調整がなされているかについて言及している。

6. 第4章の概要

前章で考察した研究開発費の処理に対する両者の4つの相違点を通して、その背景にある企業会計と法人税法の根本的な考え方を考察している。一般に、企業会計の目的は「適正な期間損益計算の算定と情報開示」であり、法人税法の目的は「課税の公平」と言われている。しかし、実際の制度会計においては、そのような目的から乖離した会計処理や税務処理が採用されていることがある。その理由を考察するのがここでの論点となっており、本論文における結論となる章である。

7. まとめ

企業会計の考察では、研究開発費の会計基準が費用処理を採択した背景について、①「適正な財政状態の表示」②「保守主義の原則」③「制度会計としての実行可能性」という3つの観点からの考察を行った。そこから総合的に言えることは、会計基準は制度会計の枠組みの中に存在する以上、必ずしも理論的なものばかりではなく、現実との妥協があるという点である。そのために、企業会計の「適正な期間損益計算の算定」という本来の目的からも逸脱することがあるということである。

一方、法人税法の考察では、研究開発費の税務処理について、①「課税の公平」②「税収の確保」という2つの観点からの考察を行った。そこから言えることは、法人税法の税務処理には「課税の公平」という本来の目的から逸脱してものがあるという点である。これは一例であり、その他の会計と税務の齟齬について一様に見られる考え方であるとは断言できないが、少なくとも、研究開発費における法人税法の考え方の特性には、「課税の公平」という大義名分の陰に隠れて、実は、「税収の確保」という目的が見て取れるのである。